

第3次深川市 男女共同参画計画

令和5年度 ~ 令和14年度

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の基本目標	3
5	計画の期間	4
6	SDGs との関係	4
7	計画の体系	6
8	男女共同参画計画の総括	7

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会への意識づくり	8
1	男女共同参画の啓発の推進	9
2	男女共同参画を育む教育・学習活動の推進	13
3	人権を尊重する認識の浸透	16
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への男女共同参画の促進	21
1	政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大	22
2	誰もがともに働きやすい環境づくり	25
3	すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進	32
基本目標Ⅲ	生涯にわたる健康・福祉環境の整備	36
1	母性保護と生涯を通じた女性の健康支援	37
2	高齢者などが安心して暮らせる環境の整備	40
	総合的な推進体制の整備	44

資料編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する上での最重要課題と位置付け、国は、この法律に基づき、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の推進を図るため、男女共同参画基本計画をこれまで5次にわたって策定しています。

さらに、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、令和4年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「AV出演被害防止・救済法」を制定させるなど、近年、多様化・複雑化している課題の解決に向けて、その対策も広く推進されています。

また、この間、国連総会において平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、ジェンダー平等を含む17のゴールを目指して、世界を挙げた取り組みも進められています。

当市においては、平成30年度に「深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）」を策定し、国、北海道、関係団体等と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。

こうした取り組みにより、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきており、長年にわたり蓄積されてきた性別による役割分担意識や社会通念などは、少しずつではありますが変化してきています。

しかし、今もなお女性の多様な分野への参画や就労、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、あらゆるハラスメントなど、多くの課題が残されていることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、働き方をはじめ行動様式が大きく変化したことほか、社会的・経済的ストレスによるドメスティック・バイオレンスの増加への懸念など、男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。

以上のことから、社会経済情勢の変化、関連する法令のほか、国の「男女共同参画基本計画」や「女性版骨太の方針2022」、北海道の「男女平等参画基本計画」、市民意識調査の結果などを踏まえながら、本市における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、「第3次深川市男女共同参画計画」を策定するものです。

男女共同参画社会とは

すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法より）

2 計画の基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」で掲げている基本理念に沿って策定しています。

(1) 人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、誰もが一人の人間として能力を発揮できる機会の確保に努めます。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を考えます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

誰もが、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会の確保に努めます。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が、互いに協力し、社会の支援のもとで、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるよう努めます。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成に向けた動きが、国際社会の取り組みと密接に関係していることから、協調して推進します。

男女共同参画社会基本法とは

男女が対等なパートナーとして社会に参画できることを目指し、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた法律。

3 計画の位置付け

この計画は、「第六次深川市総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、先述の「1 計画策定の趣旨」に基づき策定しているもので、これにより本市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の内容について明らかにするものです。

このことから、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく策定であり、加えて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）第6条第2項に基づく市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

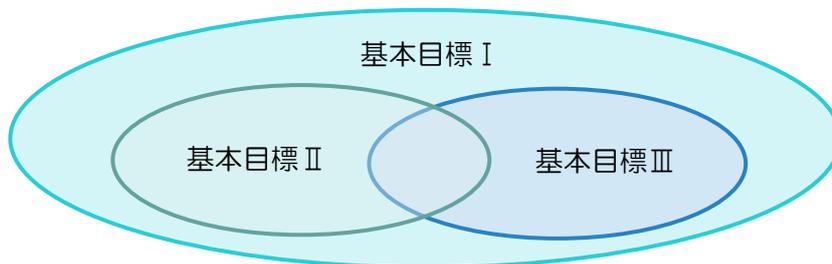
なお、本計画の推進に当たっては、市民や団体、事業所などの理解と協力をいただきつつ、すべての人がともに家庭、職場、地域などあらゆる活動に主体的かつ積極的に参画することを期待するものです。

4 計画の基本目標

この計画は、次の3つの基本目標に沿った施策を展開することとします。

各基本目標については、相互に関連しており、包括的に推進することで、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

- 基本目標Ⅰ** 男女共同参画社会への意識づくり
- 基本目標Ⅱ** あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 基本目標Ⅲ** 生涯にわたる健康・福祉環境の整備



※関係イメージ図

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定、2016年4月施行。

5 計画の期間

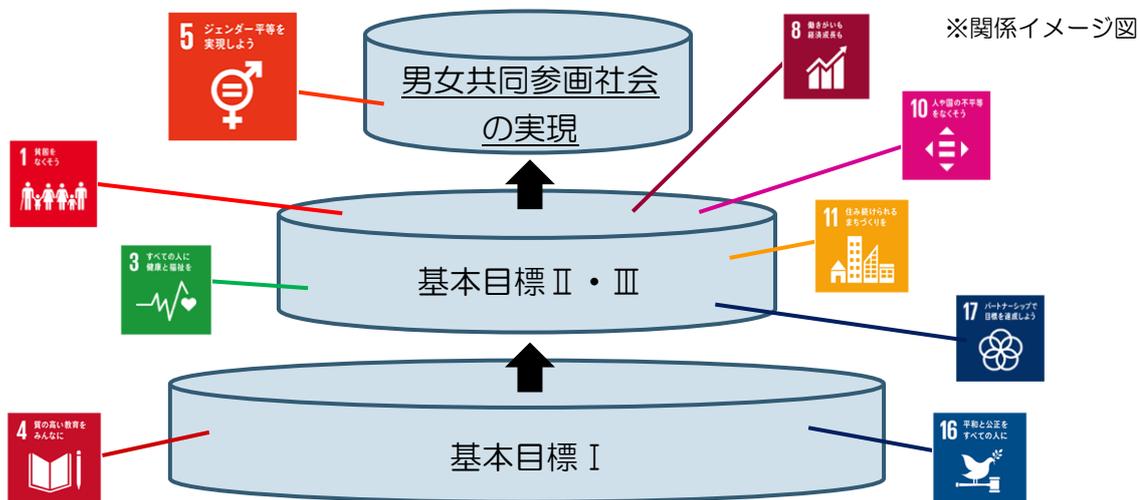
この計画の期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までとします。
 なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うものとします。

6 SDGs との関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2030年までに達成すべき、国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取り組みが広がっています。

本計画が目指す「男女共同参画社会の実現」は、主にSDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」に寄与するものであるため、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取り組みの推進に貢献するものです。

また、SDGsの17のゴールは相互に関連し、これを包括的に解決していくことが求められているため、ジェンダー平等の実現に向けては、関連する他のゴールについても実現していく必要があります。本計画に掲げる3つの基本目標と特に関係性の深いSDGsのゴールとの関係イメージ図は以下のとおりです。



※個別施策の内容によっては、他のゴールにも該当する場合があります。

なお、本計画の目標と方向性が同じであるゴール5では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントについて、ターゲットを次のとおり掲げています。

ゴール5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

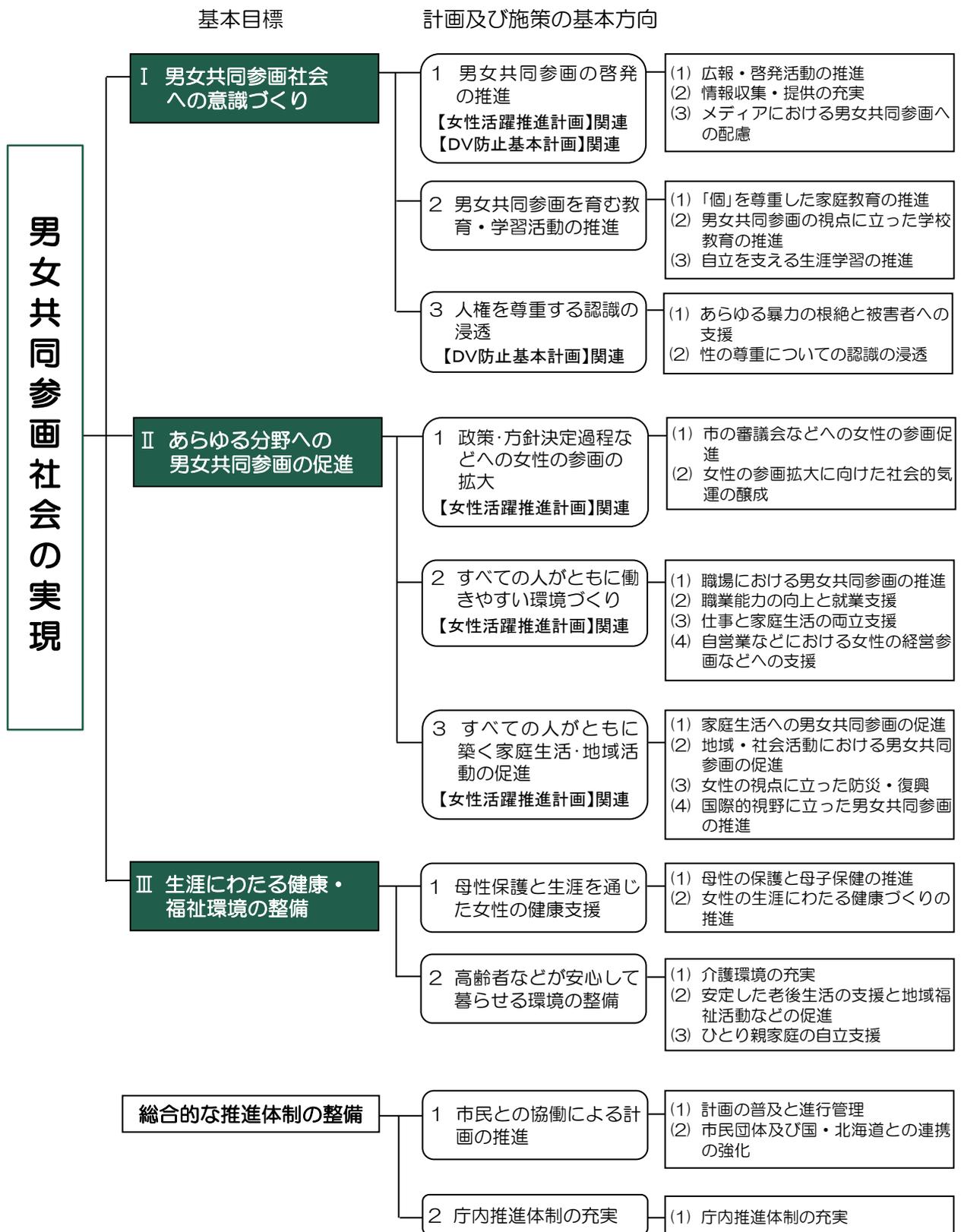
- 5-1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女性に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5-3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5-6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5-a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5-b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5-c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



エンパワーメントとは

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

7 計画の体系



8 男女共同参画計画の総括

平成30年度に策定した「深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）」では、男女共同参画社会の実現を目指し、「Ⅰ男女共同参画社会への意識づくり」「Ⅱあらゆる分野への男女共同参画の促進」「Ⅲ生涯にわたる健康・福祉環境の整備」を基本目標として、各種事業に取り組んできました。

これらの事業は、毎年度「深川市男女共同参画推進本部」において、前年度の実施状況と当該年度における事業計画を確認しながら精力的に進めてきたところです。令和4年度は計画に関わる延べ176事業に着手し、その展開を図ったところであり、継続した取り組みが重要であることから、今後も事業の推進が必要となっています。

計画の最終年度となる令和4年度に実施した「市民意識調査」の結果では、「男女平等意識」について、家庭、職場、学校教育、町内会などの地域活動といった分野では性別による役割分担意識は減少傾向にあるものの、政治、法律や制度、社会通念・慣習などの場では、男性が優遇されているという意見がまだまだ多い実態が明らかになりました。

これは、社会通念や慣行が依然として男女共同参画社会の形成に影響を及ぼしていることが伺えます。また、調査結果から市民が深川市に望むことについては下表のとおりとなりました。

こうした状況を踏まえたとき、本市として、国や北海道などと連携を図りながら、引き続き男女共同参画の意識の一層の定着を図っていくことが必要となっています。

○男女共同参画社会をすすめるために、深川市に望むこと

